

## ほくほくスマイルクラブ会則

### (名称)

第1条 当クラブは「ほくほくスマイルクラブ」(以下「クラブ」と称する。

### (目的)

第2条 クラブは、ほくほく線の利用促進を図り、鉄道を活用して沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

### (会員)

第3条 「会員」とは、前条の目的に賛同し、所定の手続きと会費の納入が完了し、クラブに登録された者をいう。

### (会計年度)

第4条 クラブの会計年度は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。

### (経費)

第5条 クラブの経費は会員が納入した会費その他の収入をもって充てる。

### (事業)

第6条 クラブは次に掲げる事業を行う。

- (1)第2条に掲げる目的達成のための事業
- (2)第2条に掲げる目的達成に資する活動を行う者に対する支援
- (3)沿線住民のマイレール意識向上及び会員増加のための活動

### (会員種別)

第7条 会員は次のとおり区分する。

名称	対象	備考
(1)ほくほく会員	入会時及び更新時に中学生以上の者	
(2)にこにこ会員	入会時及び更新時に小学生以下の者	入会には保護者が一般会員として入会することが条件
(3)わくわく会員	入会時及び更新時に70歳以上の者または自動車運転免許証を返納した者	
(4)特別会員	クラブが特に依頼した者等	

2 クラブは会員の登録手続き等について、別途定める。

#### (会費)

第 8 条 会費は次のとおりとする。

- (1)ほくほく会員 一人 2,000 円
- (2)にこにこ会員 一人 1,000 円
- (3)わくわく会員 一人 2,000 円

#### (有効期間)

第 9 条 有効期間は次のとおりとする。

- (1)ほくほく会員、にこにこ会員、わくわく会員  
入会日の 2 年後の前月末まで
- (2)特別会員  
会員ごとにクラブが別途定める。

#### (特典)

第 10 条 会員はクラブが別途定める特典を受けることができる。

#### (退会)

第 11 条 ほくほく会員及びにこにこ会員、わくわく会員は次のいずれかに該当する場合、クラブを退会したものとし、以後、会費の徴収及び特典の提供は行わない。なお、有効期間の途中で退会しても会費の返還は行われない。

- (1)更新手続きを行わずに会員の有効期間が経過した者。
- (2)クラブ事務局に対し退会の意思表示を行った者。
- (3)第 12 条の規定に該当し、会員資格を喪失した者。

#### (資格の喪失)

第 12 条 会員は次のいずれかに該当する場合は、ただちに資格を喪失する。

- (1)本会則に違反した場合。
- (2)クラブ及びほくほく線、北越急行(株)の名誉を著しく傷つける行為を行ったと事務局が判断した場合。

#### (会則の改正)

第 13 条 本会則は必要に応じて見直しを行い、変更内容は会員に周知する。

#### (事務局)

第 14 条 クラブの事務局は北越急行株式会社の社内に置く。

#### (その他)

第 15 条 本会則の他に、クラブ運営上必要な事項は別途定める。